

公共工事に係る品目検討フロー

< 品目検討の基本的考え方 >

- グリーン購入法の主旨への適合性を判断し、環境負荷低減効果が客観的に認められるもの、普及の促進が見込まれるものを、明らかに品質が確保できないものを除き特定調達品目候補として、特定調達品目候補群 (ロングリスト)に記載する。
- 環境負荷低減効果、環境負荷低減以外の特性 (品質確保 (安全性、耐久性等)の確実さ、コストの適正さ等)を判断し、特定調達品目候補群 (ロングリスト)記載品目を、グループに区分する。

環境負荷低減効果の評価は、品目のライフサイクル全体にわたった総合的な観点から行う

提案資料

1次スクリーニング
(提案を受け付けられるかどうかの検討)

(除外)
国及び独立行政法人等による公共工事において調達しないもの、または、極めて少ないもの
環境負荷低減に関する特性について、提案内容を客観的に評価するための資料がないもの
環境負荷低減以外の特性 (品質確保 (安全性、耐久性)の確実さ、コストの適正さ等)を判断するための資料がないもの

公共工事の品目としては 提案を受け付けられない
(書面で提案者に 随時連絡)

2次スクリーニング
(特定調達品目候補群 (ロングリスト)に記載するかどうかの検討)

(除外)
比較対象の選定が不適切なもの
環境負荷低減効果が認められないもの
製の資材など、素材自体の環境負荷低減特性に依拠しているもの
グリーン調達だけでは環境負荷低減効果が実現しないもの など

特定調達品目候補群 (ロングリスト)から除外

(この間、別途必要に応じてヒアリングを実施)

特定調達品目候補
< 特定調達品目候補群 (ロングリスト)に記載 >

